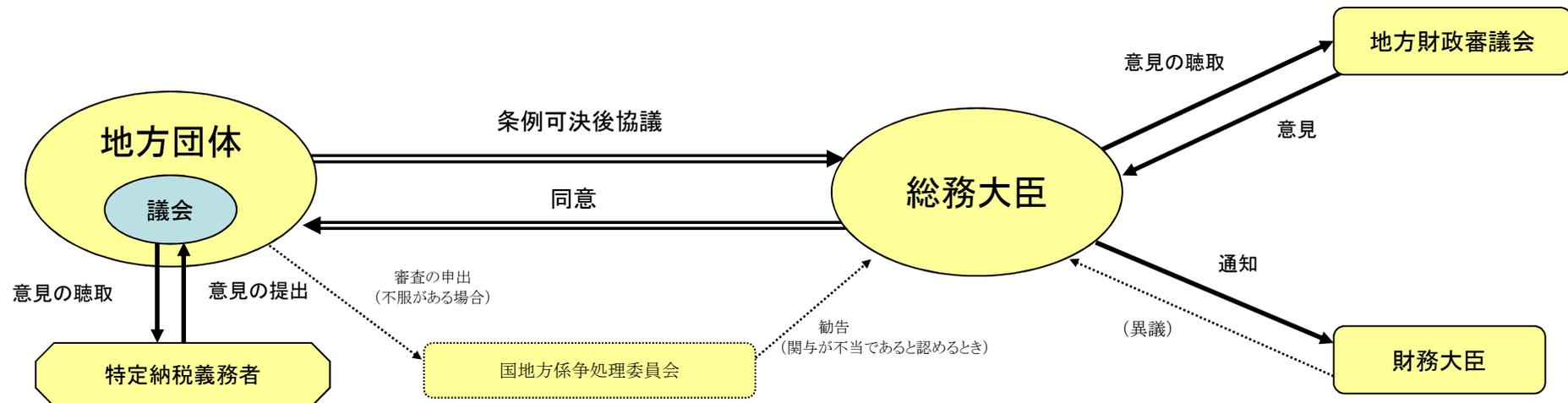


## 法定外税について

地方団体は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。

地方団体は、法定外税の新設又は変更をしようとする場合は、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

総務大臣は、地方団体から協議を受けた場合、地方財政審議会の意見を聴取するとともに財務大臣に通知しなければならない。



### 総務大臣同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。  
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

## 地方税法(抄)

(道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税の新設又は変更(道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第二百六十条 総務大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る道府県法定外普通税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第二百六十条の二 総務大臣は、第二百五十九条第一項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(総務大臣の同意)

第二百六十一条 総務大臣は、第二百五十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

## 特定納税義務者の定義（関係条文）

### ○ 地方税法(昭和25年法律第226号)(抜粋)

(道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 略

2 道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

### ○ 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)(抜粋)

(法第二百五十九条第二項の総務省令で定める納税義務者)

第九条の十八 法第二百五十九条第二項に規定する総務省令で定める納税義務者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると見込まれるものとする。

- 一 法第二百五十九条第二項の条例の施行後五年間に係る当該納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。次号において同じ。)に対して課すべき当該都道府県法定外普通税の課税標準の合計が、当該期間に係る当該都道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を超えること。
- 二 前号の期間のうち、当該納税義務者に対して課すべき当該都道府県法定外普通税の課税標準が当該都道府県法定外普通税の課税標準の十分の一を超える年が三以上あること。

## 特定納税義務者の定義（関係通知）

- 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について(総税企第73号、平成16年5月19日付け総務省自治税務局企画課長)(抜粋)

### 第一 特定納税義務者の判定

特定納税義務者とは、一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下同じ。)であって、法定外税の新設又は変更をする旨の条例の施行後5年間分の当該納税義務者の当該法定外税の課税標準の合計額が当該条例の施行後5年間分の当該法定外税の課税標準の総額の合計額の10分の1を超えると見込まれ、かつ、当該条例の施行後5年間のうちに、当該納税義務者の当該法定外税の課税標準の合計額が当該法定外税の課税標準の総額の10分の1を超える年が3年以上あると見込まれるものをいうものであるが、具体的には次のように取り扱うことが適当と考えられる。

(1)及び(2) 略

(3) 一の納税義務者の法定外税の課税標準が当該法定外税の課税標準の総額の10分の1を超えると見込まれるかどうかの判定に当たり、課税標準を正確に予測することが難しい場合には、可能な範囲で、合理的な方法によって、納税義務者及び課税標準の状況を予測し、それに基づいて算定すること。なお、算定の際の条件等の設定により一の納税義務者の課税標準が法定外税の課税標準の総額の10分の1を超えると見込まれる場合やそうでない場合があるなど、10分の1を超えると見込まれるかどうかの判断が微妙な場合には、意見聴取制度創設の趣旨に鑑み、できるだけ意見聴取の対象に含めるよう取り扱うこと。